

各連結法人の外国税額の控除に関する明細書

連 事 年 度	結 業 等	・ ・ ・ ・	法人名	()
------------------	-------------	------------------	-----	-----

別表六の二(二)付表 令四・四・一以後終了連結事業年度等分

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書								
当期の個別控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)		1	円	区 分	国外所得対応分	①のうちの 非課税所得分		
					①	②		
当 期 の 連 結 個 別 控 除 限 度 個 外 別 所 得 金 額 の 計 算	当期の連結控除限度額 (別表六の二(二)「15」)	2		その他の国外源泉所得に係る 当期利益又は当期欠損の額	19	円	円	
	当期の 個別 調整 限度 個 外 別 所 得 金 額 の 計 算	国外事業所等帰属所得 に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	3		納付した個別控除 対象外国法人税額	20		
		その他の国外源泉所得 に係る所得の金額 (43の①)	4		交際費等の損金不算 入額の個別帰属額	21		
		(3) + (4) (マイナスの場合は0)	5		貸倒引当金の戻入額	22		
		非課税国外所得の金額 (43の②) + 別表六(二)付表一「26」 (マイナスの場合は0)	6			23		
		(5) - (6) (マイナスの場合は0)	7			24		
		別表六の二(二)「12」の金額	8			25		
		調整連結国外所得金額 (別表六の二(二)「14」)	9			26		
		(9) × $\frac{(7)}{(8)}$	10			27		
		個別調整国外所得金額 (7)と(10)のうち少ない金額)	11			28		
		各連結法人の個別調整 国外所得金額の合計額 (各連結法人の(11)の合計)	12			29		
		連結控除限度個別帰属額 $(2) \times \frac{(11)}{(12)}$	13			30		
		令和2年旧法第81条の15第1項 により控除できる金額 (1)と(13)のうち少ない金額)	14			31		
		令和2年旧法第81条の15第2項 により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	15			32		
		令和2年旧法第81条の15第3項 により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	16			33		
		計 (14) + (15) + (16)	17			34		
		個 別 帰 属 額 (17)	18			35		
						36		
					37			
					38			
					39			
					40			
					41			
					小 計	42		
					計 (19) + (31) - (42)	43		

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

個 外 国 法 人 税 額 の 計 算	当期の個別控除対象 外国法人税額 (1)	44	円	地 方 法 人 税 控 除 限 度 額 (別表六の二(二)「19」)	47	円
	連結控除限度個別帰属額 (13)	45		地 方 法 人 税 の 控 除 限 度 個 別 帰 属 額 $(47) \times \frac{(11)}{(12)}$	48	
	差引個別控除対象外国法人税額 (44) - (45)	46		控 除 で き る 金 額 (46)と(48)のうち少ない金額)	49	